

経済産業省告示第七百三十号

アルコール事業法施行規則（平成十二年通商産業省令第二百九号）第四十七条第四項の規定に基づき、アルコール事業法施行規則第四十七条第四項に規定する特定手続を行う者の使用に係る電子計算機に係る基準を次のように定め、平成十三年十二月二十八日から施行する。

平成十三年十二月二十五日

経済産業大臣 平沼 赳夫

アルコール事業法施行規則第四十七条第四項に規定する特定手続を行う者の使用に係る電子計算機に係る基準

アルコール事業法施行規則第四十七条第四項に規定する特定手続を行う者の使用に係る電子計算機は、次の各号に掲げる機能のすべてを備えたものでなければならない。

- 一 経済産業大臣が交付するソフトウェア又はアルコール事業法施行規則第四十七条第一項に規定する経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、同項に規定する経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手したアルコール製造業務報告様式、原料用アルコール譲受け一覧様式及び製品アルコール譲渡一覧様式、アルコール輸入業務報告様式及びアルコール譲渡一覧様式、アルコール

ール販売業務報告様式、アルコール譲受け一覧様式及びアルコール譲渡一覧様式並びにアルコール使用業務報告様式及びアルコール譲受け一覧様式に入力できる機能

二 アルコール事業法施行規則第四十七条第一項に規定する経済産業大臣の使用に係る電子計算機と通信できる機能